

那須塩原市ソーシャルメディア運用ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、那須塩原市（以下、「本市」という。）のソーシャルメディア運用に関する事項について定めます。

2. 定義

ソーシャルメディアとは、LINE、Facebook、Twitter、YouTube 等に代表される、インターネットを利用した、主に個人による情報発信と、不特定多数による閲覧及びコミュニケーションが可能な媒体を指します。

3. 基本方針

本市公式ソーシャルメディアは、本市の業務、取組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、利用者に本市への理解を深めてもらうとともに、利用者の利便性を高めることを目的とします。

4. 適用範囲

このガイドラインは、本市においてソーシャルメディアを職務で利用する場合に適用します。ただし、職員が私的に利用する場合であっても、以下「5. 基本原則」及び「6. 禁止事項」の規定については十分留意しなければなりません。

5. 基本原則

- (1)市職員としての自覚と責任を持って、地方公務員法その他の関係法令及び職員の服務に関する規程等を遵守しなければなりません。
- (2)著作権、個人情報保護などに関する法令を遵守し、他者の権利を侵害することがないように十分に留意しなければなりません。
- (3)正確な情報の発信に努め、その内容について誤解を招かないよう留意しなければなりません。
- (4)発信した情報により、意図せず他人を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するよう努めなければなりません。
- (5)発信した情報に対し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければなりません。
- (6)一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解しておかなければなりません。

6. 禁止事項

次に掲げる内容を含む情報を発信してはなりません。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2)他者を侮辱又は非難するもの
- (3)人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (4)虚偽又は事実と異なるもの
- (5)本市又は本市と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関するもの
- (6)本市の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (7)意思形成過程におけるもの（検討中の素案（市民に広く意見を求める場合を除く。）、それに対する個人的な意見など）
- (8)本市の信用を失墜させるおそれのあるもの
- (9)その他公序良俗に反するもの